

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成29年6月6日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため。



専決第6号

過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例の制定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

八幡浜市長 大城 一郎

記

過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第2項の規定により、過疎地域として公示されたことに伴い製造の事業、<u>農林水産物等販売業</u>若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備（以下「生産設備等」という。）を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除を行うために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 市の区域内において、生産設備等を新設し、又は増設した者で、次に該当するものについては、固定資産税を課税免除することができる。</p> <p>(1) 法第2条第2項の規定による公示の日から<u>平成31年3月31日</u>までの期間内に、生産設備等を新設し、又は増設したもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第2項の規定により、過疎地域として公示されたことに伴い製造の事業、<u>情報通信技術利用事業</u>若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備（以下「生産設備等」という。）を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除を行うために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 市の区域内において、生産設備等を新設し、又は増設した者で、次に該当するものについては、固定資産税を課税免除することができる。</p> <p>(1) 法第2条第2項の規定による公示の日から<u>平成29年3月31日</u>までの期間内に、生産設備等を新設し、又は増設したもの</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例第1条の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。